

「官庁施設の設計業務等 積算基準及び同要領」の解説

令和7年3月

国土交通省大臣官房官庁営繕部
整備課

1. 「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」の概要

2. 設計業務等委託料の算定方法

- A. 新築工事の設計業務
- B. 改修工事の設計業務
- C. 耐震改修工事の設計業務
- D. 設計意図伝達業務
- E. 新築工事の工事監理業務
- F. 改修工事の工事監理業務
- G. 耐震診断業務

3. 留意事項（公共建築相談窓口等で質問が多い内容のまとめ）

（参考）「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」（令和6年改定）の改定概要

（参考）「令和6年国土交通省告示第8号」と「業務報酬基準ガイドライン」はこちら

1. 「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」の概要

「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」の概要

○建築士法に規定される業務報酬基準※の考え方に基づき、**官庁施設に係る設計業務等委託料を積算するための標準的な方法や必要な事項を定めたもの**

※建築士法第25条に基づく「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」

改定の経緯等

平成21年4月 1日 「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」を制定

平成28年2月 1日 一部改定（平成27年国土交通省告示第670号の反映等）

平成31年1月21日 一部改定（平成31年国土交通省告示第98号の反映等）

令和 6年1月 9日 一部改定：業務報酬基準の改正※（令和6年国土交通省告示第8号（以下、「告示8号」という）の制定）を反映するとともに、
（令和6年3月26日に軽微な改定） **官庁施設の設計業務等に係る実態調査結果に基づき算定方法を見直すなどの改定を実施**

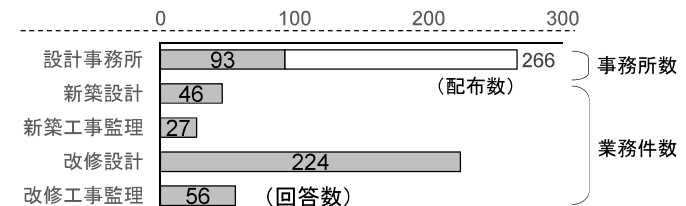
※平成31年国土交通省告示第98号を廃止し、令和6年国土交通省告示第8号を制定。平成27年国土交通省告示第670号は改正なし。

（参考）官庁施設の設計業務等に係る実態調査

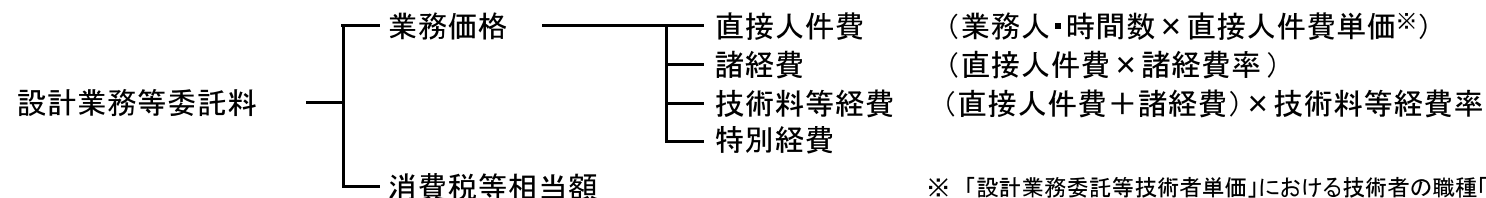
○官庁施設の新築及び改修の設計・工事監理業務に係る業務量の実態を把握するため、設計事務所に対する実態調査を実施。
○調査対象266事務所中93事務所から回答（回収率35%）。

<調査概要>

- ・調査期間：令和4年9月16日～11月30日
- ・調査対象：官庁営繕発注の業務を近年受注した設計事務所
- ・調査内容：業務内容の項目毎に要した業務人・時間数等



設計業務等委託料の構成



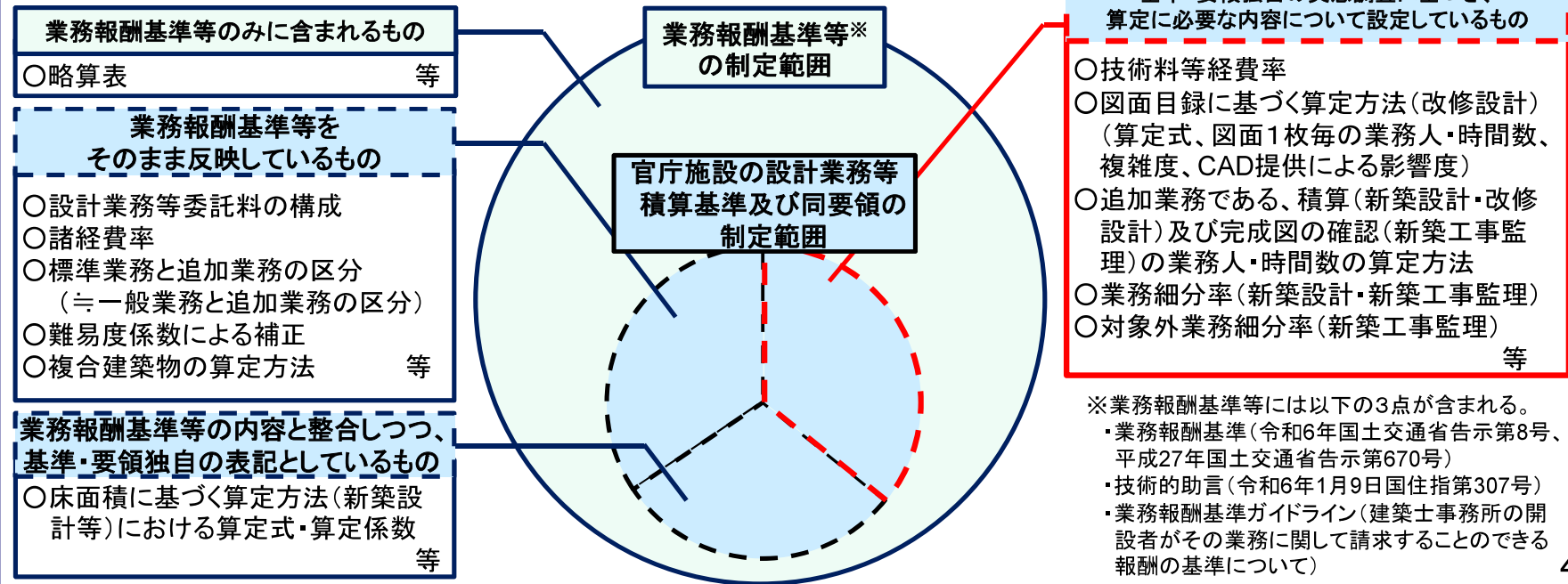
※「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師C」の単価を用いる。3

1. 「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」の概要

「業務報酬基準」と「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」の位置づけ

- 「業務報酬基準（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準）」は、建築士法第25条に基づき、建築士事務所による設計等の業務の適切かつ円滑な実施を推進するため、国土交通大臣が、中央建築士審査会の同意を得て、告示で制定するもの。
- 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、業務報酬基準に準拠した委託代金で契約を締結するよう努めなければならない（建築士法第22条の3の4）
- 「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」は、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準・要領として制定したものであり、業務報酬基準の考え方に基づき、官庁施設に係る設計業務等委託料を積算するための標準的な方法や必要な事項を定めたもの。

～イメージ図～



2. 設計業務等委託料の算定方法

■設計業務等委託料の算定方法

$$\text{設計業務等委託料} = \text{①直接人件費} + \text{諸経費} + \text{技術料等経費} + \text{特別経費} + \text{消費税等相当額}$$

①直接人件費の概要

$$\text{直接人件費} = \text{業務人・時間数} \times \text{直接人件費単価} \quad (\text{※設計業務委託等技術者単価の「技師C」})$$

$$\left(\text{一般業務に係る業務人・時間数} + \text{追加業務に係る業務人・時間数} \right)$$

【一般業務】

基本設計及び実施設計に関する標準業務
⇒床面積に基づき算定する

※新築工事の設計業務の例

【一般業務に含まれる業務の例】

- ①設計条件等の整理／要求等の確認
- ②基本設計図書の作成／実施設計図書の作成
- ③概算工事費の検討

【追加業務】

一般業務に含まれないがそれに付随して行われる業務
⇒業務内容の実情に応じて、適切に加算する

※新築工事の設計業務の例

【主な追加業務の例】

- ①積算業務
- ②計画通知又は建築確認申請に関する手続業務
- ③透視図作成(エスキス等に伴う簡易な透視図の作成は除く)、模型製作等

※一般業務と追加業務の区別については留意事項3.4参照

【一般業務に係る業務人・時間数の算定方法・積算要領※記載箇所】

主な対象業務	本編 参照箇所	主な算定方法	積算要領※ 記載箇所
新築工事の設計業務	2. A. 1	床面積に基づく算定	第2章 2. 2
改修工事の設計業務	2. B. 1	図面目録に基づく算定	第2章 3. 2
耐震改修工事の設計業務	2. C. 1	床面積に基づく算定	第2章 4. 2
設計意図伝達業務	2. D. 1	業務内容に基づく算定 床面積に基づく算定	第2章 5. 2
新築工事の工事監理業務	2. E. 1	床面積に基づく算定	第2章 6. 2
改修工事の工事監理業務	2. F. 1	業務内容に基づく算定	第2章 6. 3
耐震診断業務	2. G. 1	床面積に基づく算定	第2章 7. 2

【追加業務に係る積算要領※記載箇所】

主な対象業務	本編 参照箇所	積算要領※ 記載箇所
新築工事の設計業務	2. A. 2	第2章 2. 3
改修工事の設計業務	2. B. 2	第2章 3. 3
耐震改修工事の設計業務	2. C. 2	第2章 4. 3
設計意図伝達業務	2. D. 2	第2章 5. 2
新築工事の工事監理業務	2. E. 2	第2章 6. 4
改修工事の工事監理業務	2. F. 2	第2章 6. 4
耐震診断業務	2. G. 2	第2章 7. 3

※ 官庁施設の設計業務等積算要領

2. 設計業務等委託料の算定方法

■設計業務等委託料の算定方法

$$\text{設計業務等委託料} = \text{直接人件費} + \text{②諸経費} + \text{②技術料等経費} + \text{特別経費} + \text{消費税等相当額}$$

② 諸経費・技術料等経費の概要

$$\text{諸経費} = \text{直接人件費} \times \text{諸経費率}$$

$$\text{技術料等経費} = \left(\text{直接人件費} + \text{諸経費} \right) \times \text{技術料等経費率}$$

<諸経費率及び技術料等経費率(標準)>

	諸経費率	技術料等経費率
設計業務 及び 工事監理業務 による場合※1	1.1	0.15
耐震改修設計業務 及び 耐震診断業務 による場合※2	1.0	0.2

なお、表の値はあくまで標準の値であり、諸経費、技術料等経費それぞれについて、業務内容に基づき、積み上げて算定することも可能である。

※1 積算要領第2章2.、3.、5. 又は6. の算定方法による場合

※2 積算要領第2章4. 又は7. の算定方法による場合

諸経費 : 設計業務等の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費

【主な諸経費の例（「業務報酬基準ガイドライン（業務報酬基準検討委員会編）」（以下、「業務報酬基準ガイドライン」という。）（4実費加算方法）より）】

✓印刷製本費、✓交通費、✓物品購入費、✓直接人件費以外の人件費、✓研修費、✓減価償却費、✓通信費
✓消耗品費、✓備品費、✓賃借料、✓水道光熱費、✓修繕費、✓各種保険料、✓交際費、✓福利厚生費

技術料等経費 : 設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用

【主な技術料等経費の例（「業務報酬基準ガイドライン」（4実費加算方法）より）】

✓付加利益等（建築士事務所を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員報酬、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証金（建賠等）でその他の営業外費用を含む）、✓研究調査費（学会活動、見学会等）

2. 設計業務等委託料の算定方法

■設計業務等委託料の算定方法

$$\boxed{\text{設計業務等委託料}} = \boxed{\text{直接人件費}} + \boxed{\text{②諸経費}} + \boxed{\text{②技術料等経費}} + \boxed{\text{③特別経費}} + \boxed{\text{消費税等相当額}}$$

③ 特別経費の概要

特別経費

： 発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用（※）

設計等の業務に付随して行う検査等を第三者に委託する場合における当該検査等に係る費用（※）

（※）一般的に必要となるものではなく、業務内容に応じて個別に設定・計上する

【主な特別経費の例（「業務報酬基準ガイドライン」4実費加算方法より）】

- ✓ 契約保証料、✓ 行政手数料、✓ 特許使用料、✓ 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）への業務カルテ登録料
- ✓ 出張旅費（一般の設計等の業務における打合せ等に伴い必要となる交通費【←諸経費に包含】とは異なり、当該設計に関する調査等のために外国その他長距離の出張のための経費等）

留意事項3.1

2. A. 新築工事の設計業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法

A. 1. 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

A. 1. 1 床面積に基づく算定方法

○一般業務のすべてを委託する場合の業務人・時間数について、業務報酬基準に基づき設定した「床面積に基づく業務人・時間数の算定式」(略算表の業務量に合致)により算定。係数a及び係数bは、積算要領別表1-1を参照。

< 算定式 >

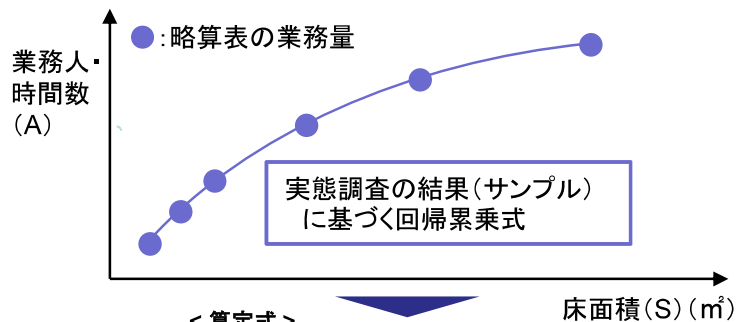
$$A(\text{一般業務のすべてを委託する場合の業務人・時間数}) = a \times S(\text{床面積の合計}(\text{m}^2))^b \text{ 又は } a \times S(\text{床面積の合計}(\text{m}^2)) + b$$

(参考) 算定式の設定について ～業務報酬基準の略算表から算定式へ～

○業務報酬基準の略算表の業務量を、算定式「 $a \times S(\text{床面積の合計}(\text{m}^2))^b$ 」に回帰。

○1つの式に回帰できない類型(第四号第2類、第六号第1類)は3つの算定式を設定し連続性を確保。

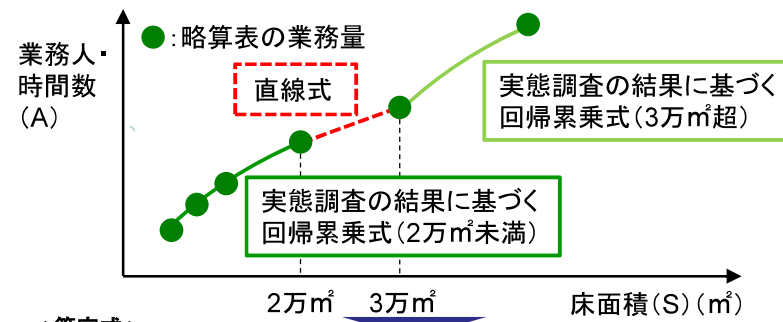
(第四号第2類、第六号第1類以外の類型のイメージ)



$$A(\text{業務人・時間数}) = a \times S^b$$

類型	用途	適用規模 (S:床面積計)	一般業務に係る業務人・時間数(設計)		
			総合	構造	設備
第○号	第○類	$0\text{m}^2 \leq S \leq 0\text{m}^2$	係数a	...	...
			係数b	...	...

(第四号第2類、第六号第1類のイメージ)



$$A(\text{業務人・時間数}) = a \times S^b \quad [S < 2\text{万m}^2, S > 3\text{万m}^2]$$

$$A(\text{業務人・時間数}) = a \times S + b \quad [2\text{万m}^2 \leq S \leq 3\text{万m}^2]$$

類型	用途	適用規模 (S:床面積計)	一般業務に係る業務人・時間数(設計)		
			総合	構造	設備
第○号	第○類	$0\text{m}^2 \leq S < 2\text{万m}^2$	係数a	...	...
			係数b	...	...
		$2\text{万m}^2 \leq S \leq 3\text{万m}^2$	係数a	...	...
			係数b	...	...
		$3\text{万m}^2 < S \leq 0\text{m}^2$	係数a	...	...
			係数b	...	...

2. A. 新築工事の設計業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法

A. 1. 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

(参考)建築物の用途等と官庁施設の対応

(「官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について」 別表1)

建築物の類型	建築物の用途等			
	第1類(標準的なもの)		第2類(複雑な設計等を必要とするもの)	
	第1類に係る告示8号の例示	第1類に属する官庁施設	第2類に係る告示8号の例示	第2類に属する官庁施設
第一号	車庫、倉庫、立体駐車場等		立体倉庫、物流ターミナル等	防災・除雪・道路管理ステーション等
第二号	組立工場等	艇庫、厩舎・畜舎等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等	機動隊給油施設
第三号	体育館、武道館、スポーツジム等		屋内プール、スタジアム等	屋内プール等
第四号	事務所等	詰所	銀行、本社ビル、庁舎等	事務庁舎、データセンター等
第五号	店舗、料理店、スーパーマーケット		百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等	展示施設(資料館)等
第六号	公営住宅、社宅、共同住宅、寄宿舎等	宿舍、寮		
第七号	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等			
第八号	大学、専門学校等	職業訓練校、海員学校、訓練所等	大学(実験施設等を有するもの)、専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等	研究所、検査所、検疫所、観測所、測候所、監視所、検潮所、射撃場等
第九号	ホテル、旅館等		ホテル(宴会場等を有するもの)、保養所等	保養所等
第十号	病院、診療所等		総合病院等	病院
第十一号	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター、多機能福祉施設等	療養所、リハビリテーションセンター、障がい者支援施設、労災特別介護施設、社会保険介護老人保健施設等		
第十二号	公民館、集会場、コミュニティセンター等	会議場、会館、障害者交流センター	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等	研修所、美術館、博物館等

※典型的な施設類型の例であり、施設名称や所管する機関の別のみをもって判断するべきものではないことに留意する必要がある。

※複数の類型、用途に属する部分を有する施設については、設計と条件との関係等を適切に考慮して分類及び業務人・時間数の算定について判断する必要がある。

2. A. 新築工事の設計業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法

A. 1. 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

(参考)官庁施設の設計業務等積算要領(令和6年改定) 別表1ー1 (設計のみ抜粋)

建築物の 類型	建築物の 用途等	適用規模※	一般業務に係る業務人・時間数の 算定に係る係数		
			設計		
			総合	構造	設備
第一号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 100,000\text{m}^2$	係数a	27.3837	5.0069
			係数b	0.4606	0.5323
	第2類	$3,200\text{m}^2 \leq S \leq 100,000\text{m}^2$	係数a	3.9616	0.6712
			係数b	0.7560	0.8394
第二号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 75,000\text{m}^2$	係数a	28.1322	5.2388
			係数b	0.5313	0.6278
	第2類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 75,000\text{m}^2$	係数a	40.7832	7.7623
			係数b	0.5313	0.6278
第三号	第1類	$340\text{m}^2 \leq S \leq 10,000\text{m}^2$	係数a	2.0338	2.8137
			係数b	0.9273	0.7491
	第2類	$3,500\text{m}^2 \leq S \leq 49,000\text{m}^2$	係数a	18.156	0.8372
			係数b	0.7264	0.9010
第四号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 50,000\text{m}^2$	係数a	2.6180	2.1405
			係数b	0.8833	0.7672
		$300\text{m}^2 \leq S < 20,000\text{m}^2$	係数a	4.2525	2.7775
			係数b	0.8833	0.7672
	第2類	$20,000\text{m}^2 \leq S \leq 30,000\text{m}^2$ ※ $A=a \times S+b$	係数a	0.8535	0.1100
			係数b	9705.8	3339.0
		$30,000\text{m}^2 < S \leq 100,000\text{m}^2$	係数a	4.7045	3.6050
			係数b	0.8656	0.7293
第五号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 23,000\text{m}^2$	係数a	5.9513	0.8797
			係数b	0.7125	0.8008
	第2類	$1,500\text{m}^2 \leq S \leq 80,000\text{m}^2$	係数a	16.474	4.1938
			係数b	0.6686	0.6690
第六号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S < 20,000\text{m}^2$	係数a	5.8423	1.8168
			係数b	0.7571	0.7867
		$20,000\text{m}^2 \leq S \leq 30,000\text{m}^2$ ※ $A=a \times S+b$	係数a	0.7472	0.2100
			係数b	-4402.1	193.9
		$30,000\text{m}^2 < S \leq 100,000\text{m}^2$	係数a	3.5691	1.6013
			係数b	0.8271	0.8059

建築物の 類型	建築物の 用途等	適用規模※	一般業務に係る業務人・時間数の 算定に係る係数		
			設計		
			総合	構造	設備
第七号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 15,000\text{m}^2$	係数a	9.8576	3.2695
			係数b	0.7620	0.7379
第八号	第1類	$200\text{m}^2 \leq S \leq 50,000\text{m}^2$	係数a	11.7127	3.0002
			係数b	0.7628	0.7322
	第2類	$750\text{m}^2 \leq S \leq 50,000\text{m}^2$	係数a	12.3779	4.4667
			係数b	0.7628	0.7322
第九号	第1類	$200\text{m}^2 \leq S \leq 15,000\text{m}^2$	係数a	12.0133	4.4768
			係数b	0.7109	0.6654
	第2類	$4,400\text{m}^2 \leq S \leq 46,000\text{m}^2$	係数a	1.1646	1.0259
			係数b	1.0536	0.8371
第十号	第1類	$150\text{m}^2 \leq S \leq 15,000\text{m}^2$	係数a	28.4598	3.8566
			係数b	0.6397	0.6888
	第2類	$4,200\text{m}^2 \leq S \leq 100,000\text{m}^2$	係数a	10.703	12.060
			係数b	0.7578	0.5793
第十一号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 15,000\text{m}^2$	係数a	5.3732	1.2819
			係数b	0.8067	0.8334
第十二号	第1類	$150\text{m}^2 \leq S \leq 10,000\text{m}^2$	係数a	4.8697	2.8735
			係数b	0.9197	0.8052
	第2類	$300\text{m}^2 \leq S \leq 30,000\text{m}^2$	係数a	5.8402	3.1301
			係数b	0.9197	0.8052

※床面積の合計が適用規模の範囲外となる建築物の設計等に係る業務人・時間数は、実費加算方法や過去の業務実績等から業務人・時間数を算定するなど別途適切な方法で算定することが基本であるが、積算要領別表1ー1の係数を用いて、算定することも可能としている。なお、この場合、第1類と第2類の算定値が逆転する場合は、下表に掲げる類の算定値を採用する。

建築物の類型	床面積の合計が適用規模の 最小値を下回る場合	床面積の合計が適用規模の 最大値を上回る場合
第一号、第三号、第四号、第五号、第九号及び第十号	第1類	第2類

2. A. 新築工事の設計業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法

A. 1. 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

A. 1. 2 対象外業務率の設定

○一般業務の一部を委託しない場合※、業務細分率を使用し、対象外業務率を設定の上、業務人・時間数を算定する。
業務細分率は積算要領別表2-2を参照。

※例えば、「設計意図の伝達に関する業務」を委託業務の範囲外（別途発注）とする場合が考えられる。

 留意事項3.2

○ただし、一般業務のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて、契約図書等に定める必要あり。

< 算定式 >

$$\begin{aligned} & \text{(一般業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数)} \\ & = \text{(一般業務のすべてを委託する場合の業務人・時間数)} \times (1 - \text{(対象外業務率)}) \end{aligned}$$

(参考)設計業務における標準業務と一般業務について

○設計業務における標準業務及び一般業務はともに告示8号別添一第1項に掲げるものを指す。 ※詳細は「公共建築設計業務委託共通仕様書」を参照

2. A. 新築工事の設計業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法

A. 1. 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

(参考)官庁施設の設計業務等積算要領(令和6年改定) 別表2-2

	業務内容の項目		第1類			第2類		
			総合	構造	設備	総合	構造	設備
基本設計に関する業務細分率	(1) 設計条件等の整理	(i)条件整理	0.02	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02
		(ii)設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01
		(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(4) 基本設計方針の策定	(i)総合検討	0.07	0.06	0.05	0.07	0.06	0.06
		(ii)基本設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(5) 基本設計図書の作成		0.09	0.08	0.05	0.09	0.07	0.06
実施設計に関する業務細分率	(6) 概算工事費の検討		0.03	0.02	0.03	0.03	0.01	0.03
	(7) 基本設計内容の建築主への説明等		0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02
	(1) 要求の確認	(i)建築主の要求等の確認	0.03	0.04	0.04	0.02	0.04	0.04
		(ii)設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02
	(3) 実施設計方針の策定	(i)総合検討	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06
		(ii)実施設計のための基本事項の確定	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		(iii)実施設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(4) 実施設計図書の作成	(i)実施設計図書の作成	0.28	0.30	0.29	0.28	0.32	0.29
		(ii)建築確認申請図書の作成	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04
設計意図の伝達に関する業務細分率	(5) 概算工事費の検討		0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04
	(6) 実施設計内容の建築主への説明等		0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03
	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		0.10	0.09	0.10	0.10	0.09	0.09
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06

2. A. 新築工事の設計業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法

A. 1. 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

A. 1. 3 難易度係数による補正

○建築物が告示8号別添三第3項から第5項の各表の(い)建築物の欄に掲げる建築物に該当する場合には、同表(ろ)設計の欄に掲げる係数をそれぞれ該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。

○ただし、各表において、(い)建築物の欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乘じることとする。

○詳細は「業務報酬基準ガイドライン」(5-4-4難易度による補正について)を参照。

※「難易度による補正の対象建築物」各項目に対する「主に想定している事例」の同一欄において該当する項目が複数ある場合、当該同一欄に対して規定されている「難易度係数」を一度だけ乗じるものとする。

<環境保全性基準(令和4年改定)を適用する場合の難易度係数について>

ZEB Oriented相当以上となるため、難易度係数「[設備]②特別な性能を有する設備が設けられる建築物」に該当し、補正の対象になる。

<混構造とする場合の留意点について>

混構造であることのみを理由に「難易度係数による補正」を行う規定は無いことに留意する。

(建築物が告示8号別添三第3項から第5項の各表の(い)建築物の欄に掲げる建築物に該当するかを個別に判断する。)

<算定式>

(難易度係数による補正後の業務人・時間数(総合))

= (補正前の業務人・時間数(総合)) × (難易度係数(総合))

(難易度係数による補正後の業務人・時間数(構造))

= (補正前の業務人・時間数(構造)) × (難易度係数A(構造)) × (難易度係数B(構造)) × (難易度係数C(構造))

(難易度係数による補正後の業務人・時間数(設備))

= (難易度係数による補正前の業務人・時間数(設備)) × (難易度係数A(設備)) × (難易度係数B(設備))

2. A. 新築工事の設計業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法

A. 1. 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

(参考)難易度係数 (告示8号別添三第3項から第5項の各表 抜粋)

(い)難易度による補正の対象建築物(詳細は業務報酬基準ガイドライン5-4-4を参照)	(ろ)設計
[総合](告示別添三第3項関係)	
①特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	—
②木造の建築物	1.08
[構造](告示別添三第4項関係)	
①特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	1.13
②特殊な解析、性能検証等を要する建築物、特殊な構造の建築物(※)又は免震建築物(※) (※)国土交通大臣の認定を要するものを除く	1.22
③木造の建築物	1.02
[設備](告示別添三第5項関係)	
①特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	1.09
②特別な性能を有する設備が設けられる建築物	1.21

2. A. 新築工事の設計業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法

A. 1. 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

A. 1. 4 複合建築物の算定方法

○異なる2以上の用途に供する建築物で、告示8号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当する場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、複合化係数を乗じることにより算定する。（複合化係数は積算要領別表1－4を参照）

○ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。

○詳細は「業務報酬基準ガイドライン」（5－4－2複合建築物に係る略算方法の準用について）を参照。

（参考）複合化係数 （官庁施設の設計業務等積算要領（令和6年改定） 別表1－4）

	総合	構造	設備
設計	1.06	0.91	1.07

2. A. 新築工事の設計業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法

A. 2. 追加業務に係る業務人・時間数の算定方法

A. 2. 1 積算業務

※詳細は積算要領第2章2.3(1)を参照

< 算定式 >

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.25$$

○実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に実施設計に関する業務細分率の合計を乗じたものとし、難易度係数による補正は行わないものとする。

○積算業務の業務内容は、①積算数量算出書の作成【0.51】、②単価作成資料の作成【0.18】、③見積収集【0.19】、④見積検討資料の作成【0.12】から構成される。(【 】内は一部の業務を分割して委託する場合の業務細分率(参考))。なお、「工事費内訳書の作成」については①から④に該当しない。

~~留意事項3.3~~

A. 2. 2 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務

※詳細は積算要領第2章2.3(2)を参照

○構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合	32人・時間
○構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合	24人・時間
○構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合	16人・時間

(参考)計画通知又は建築確認申請の申請図書作成業務等について

○「建築確認申請(計画通知を含む)のための申請図書の作成に必要な事前協議の業務、設計図書(申請図書)、申請書類の作成に係る業務、指摘事項への対応業務」は一般業務である。詳細は「業務報酬基準ガイドライン」(5-2標準業務)を参照。

(参考)追加業務の業務内容について

~~留意事項3.4~~

○「業務報酬基準ガイドライン」(5-5標準業務に付随する追加的な業務について)等 に示されているため、適宜参照されたい。

2. B. 改修工事の設計業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法

B. 1. 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

B. 1. 1 図面目録に基づく算定方法

○対象図面(1枚毎)に係る一般業務に係る業務人・時間数について、「①図面1枚当たりの所要工数」・「②複雑度」・「③CADデータ等の提供による影響度」を掛け合わせることで、業務全体の業務人・時間数を算定する。

< 算定式 >

図面目録		(建築又は設備の値)									
〇〇図	:	①図面1枚当たりの 所要工数	×	②複雑度	×	③CAD提供による 影響度	=	〇〇図に係る 業務人・時間数	}	業務全体の 業務人・時間数	
〇〇図	:	〃	×	〃	×	〃	=	〃			
⋮		⋮		⋮		⋮		⋮			

○基本設計の業務人・時間数は含まれないため、委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別途適切に計上する必要がある。

○「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」に係る業務人・時間数は含まれないため、委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別途適切に計上する必要がある。

(参考) 図面目録による算定方法における一般業務について

○図面目録による算定方法における一般業務は、告示8号別添一第1項に掲げるもののうち、実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」を除いたものである。

○参考となる既存図面を提供できず、既存建築物の設計図書を復元するための実測等の調査を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別途適切に計上する必要がある。

2. B. 改修工事の設計業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法

B. 1. 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

B. 1. 1 図面目録に基づく算定方法

①図面1枚当たりの所要工数

建築改修工事の図面1枚当たりの所要工数 : 13.567

設備改修工事の図面1枚当たりの所要工数 : 10.233

○図面1枚あたりの所要工数は、「実施設計図書の作成に必要な検討」、「各種計算」、「発注者との協議」等を含んだものである。

○上記はA1判の図面1枚の作成に要する工数である。**なお、特記仕様書等で求める図面の大きさを変更(例: A1判→A2判)したことのみで、所要工数を低減(例: 半分)することは不適切である。** ~~留意事項3.5~~

②複雑度

簡易:0.6、標準:1.0、複雑:1.4のいずれかを設定

これによりがたい場合、実情に応じて設定可能 (0.1～2.0を目安)

○複雑度は、改修工事の設計に係る平均的な一般図の作成に係る複雑さを「標準」とした場合の複雑さの度合いであり、「実施設計図書の作成に必要な検討」、「各種計算」、「発注者との協議」、「書式の有無」等を含んだものである。

③CAD提供による影響度

0から1の範囲で、実情に応じて設定※ (0.7を標準)

~~留意事項3.6~~

※発注者が既存図面のCADデータ等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合に設定

○既存図面のCADデータの提供等があったとしても、業務人・時間数が低減されないと考えられる場合(特記仕様書等の作成等)や、既存図面を紙、PDF形式の電子データ等により提供する場合(それらをそのまま使用して作図可能である場合を除く。)は、1. 0を標準として設定する。

2. B. 改修工事の設計業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法

B. 2. 追加業務に係る業務人・時間数の算定方法

B. 2. 1 積算業務

※詳細は積算要領第2章3. 3(1)を参照

< 算定式 >

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.21$$

○実施設計に係る業務人・時間数は、「③CADデータ等の提供による影響度」を1.0として算定した一般業務に係る業務人・時間数とする。

○積算業務の業務内容は、①積算数量算出書の作成【0.51】、②単価作成資料の作成【0.18】、③見積収集【0.19】、④見積検討資料の作成【0.12】から構成される。(【 】内は一部の業務を分割して委託する場合の業務細分率(参考))。なお、「工事費内訳書の作成」については①から④に該当しない。

~~留意事項3.3~~

(参考)追加業務の業務内容について

~~留意事項3.4~~

○「業務報酬基準ガイドライン」(5-5標準業務に付随する追加的な業務について)等にも示されているため、適宜参照されたい。

2. C. 耐震改修工事の設計業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法 国土交通省

C. 1 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法（床面積に基づく算定方法）

※詳細は積算要領第2章4. を参照

○一般業務に係る業務人・時間数について、耐震診断・耐震改修に係る業務報酬基準に基づき設定した「床面積に基づく業務人・時間数の算定式」（略算表の業務量に合致）により算定。係数a及び係数bは、積算要領別表1－2を参照。

< 算定式 >

$$A（業務人・時間数）＝ a \times S（床面積の合計(m^2)）^b$$

○ここでの一般業務は、構造に係る基本設計及び実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請図書の作成」を除いたものである。

○改修する建築物が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合に用いる。

○他の建築士事務所等が行った耐震診断の結果を用いて耐震改修設計業務を行う場合は、当該要因に係る追加業務を設定し、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別途適切に計上する必要がある。

（参考）

○積算要領には「床面積に基づく算定方法」のみ示されているが、「図面目録に基づく算定方法」（本編2. B参照）に基本設計に該当する業務に係る業務人・時間数を別途積み上げるなどしても算定可能である。

C. 2 追加業務に係る業務人・時間数の算定方法（積算業務）

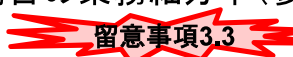
※詳細は積算要領第2章4. 3を参照

< 算定式 >

$$（積算業務に係る業務人・時間数）＝（実施設計に係る業務人・時間数）\times 0.21$$

○床面積に基づく算定方法で算定される一般業務に係る業務人・時間数には、基本設計及び実施設計に係る業務人・時間数が含まれるので、積算業務に係る業務人・時間数を算定する場合は、業務内容の実情に応じて実施設計のみに係る業務人・時間数を算定のうえ算定する。

○積算業務の業務内容は、①積算数量算出書の作成【0.51】、②単価作成資料の作成【0.18】、③見積収集【0.19】、④見積検討資料の作成【0.12】から構成される。（【 】内は一部の業務を分割して委託する場合の業務細分率（参考））。なお、「工事費内訳書の作成」については①から④に該当しない。

 留意事項3.3 20

2. C. 耐震改修工事の設計業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法 国土交通省

(参考)官庁施設の設計業務等積算要領(令和6年改定) 別表1ー2

適用規模及び算定式 (A:業務人・時間数 S:床面積の合計(m ²))		一般業務に係る業務人・時間数の算定に係る係数
		構造
$500\text{m}^2 \leq S \leq 7,500\text{m}^2$ $A = a \times S^b$	係数a	3.4765
	係数b	0.6011

2. D. 設計意図伝達業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法

D. 1 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

算定方法①

○契約図書等に定められた内容に基づき算定。

(=設計業務の受託者と協議した結果に応じて設定された業務内容・仕様をもとに適切に算定する方法)

算定方法②

○床面積に基づく算定方法を用いる場合は、一般業務のすべてを委託する場合の業務人・時間数について、業務報酬基準に基づき設定した「床面積に基づく業務人・時間数の算定式」(略算表の業務量に合致)により算定。係数a及び係数bは、積算要領別表1-1を参照。

<算定式>

$$A(\text{一般業務のすべてを委託する場合の業務人・時間数}) = a \times S(\text{床面積の合計(m}^2\text{)})^b \text{ 又は } a \times S(\text{床面積の合計(m}^2\text{)}) + b$$

○業務細分率を使用し、対象外業務率を設定の上、業務人・時間数を算定する。業務細分率は積算要領別表2-2を参照。

○ただし、一般業務のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて、契約図書等に定める必要あり。

<算定式>

$$(\text{一般業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数}) = (\text{一般業務のすべてを委託する場合の業務人・時間数}) \times (1 - (\text{対象外業務率}))$$

~~留意事項3.2~~

D. 2 追加業務に係る業務人・時間数の算定方法

○業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。

(参考)追加業務の業務内容について

○「業務報酬基準ガイドライン」(5-5標準業務に付随する追加的な業務について)等にも示されているため、適宜参照されたい。

~~留意事項3.4~~

2. D. 設計意図伝達業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法

(参考) 建築物の用途等と官庁施設の対応

(「官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について」別表1)

建築物の類型	建築物の用途等			
	第1類(標準的なもの)		第2類(複雑な設計等を必要とするもの)	
	第1類に係る告示8号の例示	第1類に属する官庁施設	第2類に係る告示8号の例示	第2類に属する官庁施設
第一号	車庫、倉庫、立体駐車場等		立体倉庫、物流ターミナル等	防災・除雪・道路管理ステーション等
第二号	組立工場等	艇庫、厩舎・畜舎等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等	機動隊給油施設
第三号	体育館、武道館、スポーツジム等		屋内プール、スタジアム等	屋内プール等
第四号	事務所等	詰所	銀行、本社ビル、庁舎等	事務庁舎、データセンター等
第五号	店舗、料理店、スーパーマーケット		百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等	展示施設(資料館)等
第六号	公営住宅、社宅、共同住宅、寄宿舎等	宿舍、寮		
第七号	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等			
第八号	大学、専門学校等	職業訓練校、海員学校、訓練所等	大学(実験施設等を有するもの)、専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等	研究所、検査所、検疫所、観測所、測候所、監視所、検潮所、射撃場等
第九号	ホテル、旅館等		ホテル(宴会場等を有するもの)、保養所等	保養所等
第十号	病院、診療所等		総合病院等	病院
第十一号	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター、多機能福祉施設等	療養所、リハビリテーションセンター、障がい者支援施設、労災特別介護施設、社会保険介護老人保健施設等		
第十二号	公民館、集会場、コミュニティセンター等	会議場、会館、障害者交流センター	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等	研修所、美術館、博物館等

※典型的な施設類型の例であり、施設名称や所管する機関の別のみをもって判断するべきものではないことに留意する必要がある。

※複数の類型、用途に属する部分を有する施設については、設計と条件との関係等を適切に考慮して分類及び業務人・時間数の算定について判断する必要がある。

2. D. 設計意図伝達業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法

(参考) 官庁施設の設計業務等積算要領(令和6年改定) 別表1ー1 (設計のみ抜粋)

建築物の 類型	建築物の 用途等	適用規模※	一般業務に係る業務人・時間数の 算定に係る係数			
			係数a	設計		
				総合	構造	設備
第一号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 100,000\text{m}^2$	係数a	27.3837	5.0069	5.2655
			係数b	0.4606	0.5846	0.5323
	第2類	$3,200\text{m}^2 \leq S \leq 100,000\text{m}^2$	係数a	3.9616	0.6712	0.4393
			係数b	0.7560	0.8200	0.8394
第二号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 75,000\text{m}^2$	係数a	28.1322	5.2388	3.5512
			係数b	0.5313	0.6278	0.6567
	第2類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 75,000\text{m}^2$	係数a	40.7832	7.7623	5.9625
			係数b	0.5313	0.6278	0.6567
第三号	第1類	$340\text{m}^2 \leq S \leq 10,000\text{m}^2$	係数a	2.0338	2.8137	2.1955
			係数b	0.9273	0.7491	0.7979
	第2類	$3,500\text{m}^2 \leq S \leq 49,000\text{m}^2$	係数a	18.156	0.8372	8.6959
			係数b	0.7264	0.9010	0.6898
第四号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 50,000\text{m}^2$	係数a	2.6180	2.1405	0.2144
			係数b	0.8833	0.7672	1.0615
		$300\text{m}^2 \leq S < 20,000\text{m}^2$	係数a	4.2525	2.7775	0.3436
			係数b	0.8833	0.7672	1.0615
	第2類	$20,000\text{m}^2 \leq S \leq 30,000\text{m}^2$ ※ $A=a \times S+b$	係数a	0.8535	0.1100	0.1095
			係数b	9705.8	3339.0	10446.0
		$30,000\text{m}^2 < S \leq 100,000\text{m}^2$	係数a	4.7045	3.6050	0.5510
			係数b	0.8656	0.7293	0.9820
第五号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 23,000\text{m}^2$	係数a	5.9513	0.8797	0.4473
			係数b	0.7125	0.8008	0.9265
	第2類	$1,500\text{m}^2 \leq S \leq 80,000\text{m}^2$	係数a	16.474	4.1938	0.4473
			係数b	0.6686	0.6690	0.9265
第六号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S < 20,000\text{m}^2$	係数a	5.8423	1.8168	0.5905
			係数b	0.7571	0.7867	0.8970
		$20,000\text{m}^2 \leq S \leq 30,000\text{m}^2$ ※ $A=a \times S+b$	係数a	0.7472	0.2100	0.2283
			係数b	-4402.1	193.9	-307.0
		$30,000\text{m}^2 < S \leq 100,000\text{m}^2$	係数a	3.5691	1.6013	0.5041
			係数b	0.8271	0.8059	0.9187

建築物の 類型	建築物の 用途等	適用規模※	一般業務に係る業務人・時間数の 算定に係る係数			
			係数a	設計		
				総合	構造	設備
第七号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 15,000\text{m}^2$	係数a	9.8576	3.2695	4.4473
			係数b	0.7620	0.7379	0.7317
第八号	第1類	$200\text{m}^2 \leq S \leq 50,000\text{m}^2$	係数a	11.7127	3.0002	6.6791
			係数b	0.7628	0.7322	0.6989
	第2類	$750\text{m}^2 \leq S \leq 50,000\text{m}^2$	係数a	12.3779	4.4667	7.7544
			係数b	0.7628	0.7322	0.6989
第九号	第1類	$200\text{m}^2 \leq S \leq 15,000\text{m}^2$	係数a	12.0133	4.4768	0.3689
			係数b	0.7109	0.6654	0.9792
	第2類	$4,400\text{m}^2 \leq S \leq 46,000\text{m}^2$	係数a	1.1646	1.0259	0.6062
			係数b	1.0536	0.8371	0.9712
第十号	第1類	$150\text{m}^2 \leq S \leq 15,000\text{m}^2$	係数a	28.4598	3.8566	1.0152
			係数b	0.6397	0.6888	0.9052
	第2類	$4,200\text{m}^2 \leq S \leq 100,000\text{m}^2$	係数a	10.703	12.060	1.8553
			係数b	0.7578	0.5793	0.8269
第十一号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 15,000\text{m}^2$	係数a	5.3732	1.2819	0.3618
			係数b	0.8067	0.8334	1.0061
第十二号	第1類	$150\text{m}^2 \leq S \leq 10,000\text{m}^2$	係数a	4.8697	2.8735	1.0305
			係数b	0.9197	0.8052	0.9969
	第2類	$300\text{m}^2 \leq S \leq 30,000\text{m}^2$	係数a	5.8402	3.1301	1.0585
			係数b	0.9197	0.8052	0.9969

※床面積の合計が適用規模の範囲外となる建築物の設計等に係る業務人・時間数は、実費加算方法や過去の業務実績等から業務人・時間数を算定するなど別途適切な方法で算定することが基本であるが、積算要領別表1ー1の係数を用いて、算定することも可能としている。なお、この場合、第1類と第2類の算定値が逆転する場合は、下表に掲げる類の算定値を採用する。

建築物の類型	床面積の合計が適用規模の 最小値を下回る場合	床面積の合計が適用規模の 最大値を上回る場合
第一号、第三号、第四号、第五号、第九号及び第十号	第1類	第2類

2. D. 設計意図伝達業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法

(参考)官庁施設の設計業務等積算要領(令和6年改定) 別表2-2

	業務内容の項目		第1類			第2類		
			総合	構造	設備	総合	構造	設備
基本設計に関する業務細分率	(1) 設計条件等の整理	(i)条件整理	0.02	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02
		(ii)設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01
		(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(4) 基本設計方針の策定	(i)総合検討	0.07	0.06	0.05	0.07	0.06	0.06
		(ii)基本設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(5) 基本設計図書の作成		0.09	0.08	0.05	0.09	0.07	0.06
	(6) 概算工事費の検討		0.03	0.02	0.03	0.03	0.01	0.03
	(7) 基本設計内容の建築主への説明等		0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02
実施設計に関する業務細分率	(1) 要求の確認	(i)建築主の要求等の確認	0.03	0.04	0.04	0.02	0.04	0.04
		(ii)設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02
	(3) 実施設計方針の策定	(i)総合検討	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06
		(ii)実施設計のための基本事項の確定	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		(iii)実施設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(4) 実施設計図書の作成	(i)実施設計図書の作成	0.28	0.30	0.29	0.28	0.32	0.29
		(ii)建築確認申請図書の作成	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04
	(5) 概算工事費の検討		0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04
	(6) 実施設計内容の建築主への説明等		0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03
設計意図の伝達に関する業務細分率	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		0.10	0.09	0.10	0.10	0.09	0.09
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06

2. E. 新築工事の工事監理業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法 国土交通省

■新築工事の工事監理業務を委託する場合の設計業務等委託料の算定方法

$$\text{設計業務等委託料} = \text{直接人件費} + \text{諸経費} + \text{技術料等経費} + \text{特別経費} + \text{消費税等相当額}$$

直接人件費の概要

$$\text{直接人件費} = \text{業務人・時間数} \times \text{直接人件費単価} \quad (\text{※設計業務委託等技術者単価の「技師C」})$$

$$\left(\begin{array}{c} \text{一般業務に係る業務人・時間数} \\ \uparrow \\ \text{【一般業務】} \end{array} + \begin{array}{c} \text{追加業務に係る業務人・時間数} \\ \uparrow \\ \text{【追加業務】} \end{array} \right)$$

【一般業務】

工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務

※ただし、会計法に基づく監督業務の一部として発注者が行うものを除く

【一般業務に含まれる業務の例】

- ① 工事と設計図書との照合及び確認
- ② 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告
- ③ 工事監理報告書等の提出

【算定方法】

- 建築物の類型等に応じて、床面積合計に基づき算定
- 「対象外業務率」、「難易度係数による補正」、「複合建築物の算定方法」等を勘案して算定

【追加業務】

一般業務に含まれないがそれに付随して行われる業務

【主な追加業務の例】

- ① 完成図の確認
- ② 関連工事の調整に関する業務

【算定方法】

業務内容の実情に応じて、適切に加算する

※一般業務と追加業務の区別については留意事項3.4参照

2. E. 新築工事の工事監理業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法 国土交通省

E. 1. 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

E. 1. 1 床面積に基づく算定方法

○標準業務のすべてを委託する場合の業務人・時間数について、業務報酬基準に基づき設定した「床面積に基づく業務人・時間数の算定式」(略算表の業務量に合致)により算定。係数a及び係数bは、積算要領別表1-1を参照。

<算定式>

$$A(\text{標準業務のすべてを委託する場合の業務人・時間数}) = a \times S(\text{床面積の合計(m}^2\text{)})^b \text{ 又は } a \times S(\text{床面積の合計(m}^2\text{)}) + b$$

E. 1. 2 対象外業務率の設定

○標準業務の一部を委託しない場合※、業務細分率を使用し、対象外業務率を設定の上、業務人・時間数を算定する。
業務細分率は積算要領別表2-3を参照。

 留意事項3.2

○ただし、標準業務のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて、契約図書等に定める必要あり。

○なお、工事監理業務における「標準的に委託業務の範囲外とする業務」※¹の割合(標準的な対象外業務細分率)を積算要領別表2-4に示している。

<算定式>

$$\begin{aligned} &(\text{標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数}) \\ &= (\text{標準業務のすべてを委託する場合の業務人・時間数}) \times (1 - (\text{対象外業務率})) \end{aligned}$$

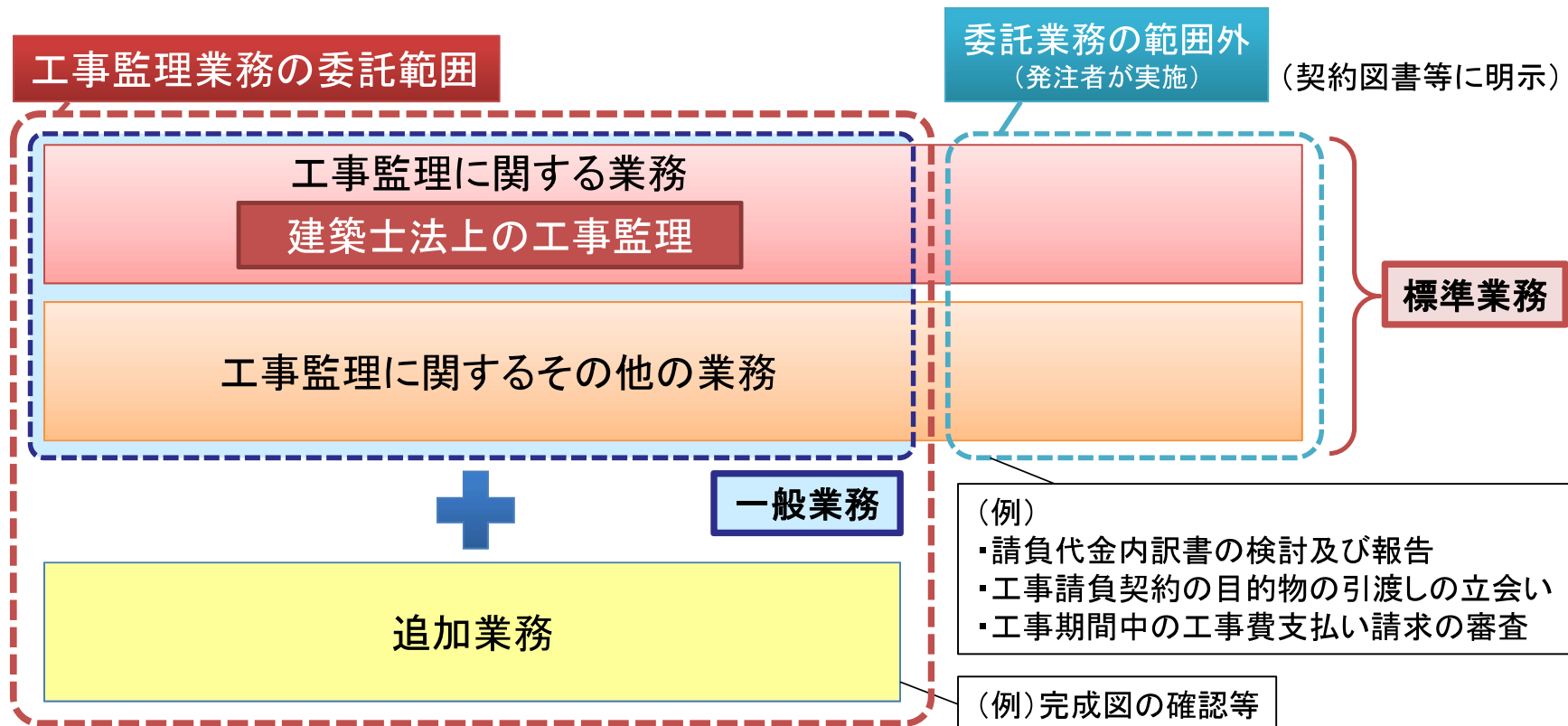
2. E. 新築工事の工事監理業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法 国土交通省

E. 1. 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

(参考) 工事監理業務における標準業務と一般業務の違いについて

○ 工事監理業務における標準業務は告示8号別添一第2項に掲げるものを指し、一般業務は標準業務のうち会計法に基づく監督業務の一部として発注者が行うものを除いた業務を指す。

※詳細は「建築工事監理業務委託共通仕様書」を参照



2. E. 新築工事の工事監理業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法 国土交通省

E. 1. 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

(参考)建築物の用途等と官庁施設の対応

(「官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について」別表1)

建築物の類型	建築物の用途等			
	第1類(標準的なもの)		第2類(複雑な設計等を必要とするもの)	
	第1類に係る告示8号の例示	第1類に属する官庁施設	第2類に係る告示8号の例示	第2類に属する官庁施設
第一号	車庫、倉庫、立体駐車場等		立体倉庫、物流ターミナル等	防災・除雪・道路管理ステーション等
第二号	組立工場等	艇庫、厩舎・畜舎等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等	機動隊給油施設
第三号	体育館、武道館、スポーツジム等		屋内プール、スタジアム等	屋内プール等
第四号	事務所等	詰所	銀行、本社ビル、庁舎等	事務庁舎、データセンター等
第五号	店舗、料理店、スーパーマーケット		百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等	展示施設(資料館)等
第六号	公営住宅、社宅、共同住宅、寄宿舎等	宿舍、寮		
第七号	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等			
第八号	大学、専門学校等	職業訓練校、海員学校、訓練所等	大学(実験施設等を有するもの)、専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等	研究所、検査所、検疫所、観測所、測候所、監視所、検潮所、射撃場等
第九号	ホテル、旅館等		ホテル(宴会場等を有するもの)、保養所等	保養所等
第十号	病院、診療所等		総合病院等	病院
第十一号	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター、多機能福祉施設等	療養所、リハビリテーションセンター、障がい者支援施設、労災特別介護施設、社会保険介護老人保健施設等		
第十二号	公民館、集会場、コミュニティセンター等	会議場、会館、障害者交流センター	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等	研修所、美術館、博物館等

※典型的な施設類型の例であり、施設名称や所管する機関の別のみをもって判断するべきものではないことに留意する必要がある。

※複数の類型、用途に属する部分を有する施設については、設計と条件との関係等を適切に考慮して分類及び業務人・時間数の算定について判断する必要がある。

2. E. 新築工事の工事監理業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法 国土交通省

E. 1. 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

(参考)官庁施設の設計業務等積算要領(令和6年改定) 別表1ー1 (工事監理のみ抜粋)

建築物の 類型	建築物の 用途等	適用規模※	一般業務に係る業務人・時間数の算定に 係る係数			
				工事監理		
				総合	構造	設備
第一号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 100,000\text{m}^2$	係数a	4.2470	0.4091	0.5424
			係数b	0.5751	0.7406	0.6827
	第2類	$3,200\text{m}^2 \leq S \leq 100,000\text{m}^2$	係数a	1.8563	0.0177	0.1138
			係数b	0.7387	1.0439	0.8805
第二号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 75,000\text{m}^2$	係数a	8.9383	3.3898	2.4378
			係数b	0.5535	0.5418	0.5934
	第2類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 75,000\text{m}^2$	係数a	11.5599	3.3898	3.1226
			係数b	0.5535	0.5418	0.5934
第三号	第1類	$340\text{m}^2 \leq S \leq 10,000\text{m}^2$	係数a	0.9646	1.1854	0.6952
			係数b	0.9113	0.6704	0.8504
	第2類	$3,500\text{m}^2 \leq S \leq 49,000\text{m}^2$	係数a	0.9646	1.1854	0.6952
			係数b	0.9113	0.6704	0.8504
第四号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 50,000\text{m}^2$	係数a	4.7279	1.0242	0.4045
			係数b	0.6929	0.6875	0.8741
		$300\text{m}^2 \leq S < 20,000\text{m}^2$	係数a	6.9500	1.4312	0.4045
			係数b	0.6929	0.6875	0.8741
	第2類	$20,000\text{m}^2 \leq S \leq 30,000\text{m}^2$ ※ $A=a \times S+b$	係数a	0.2342	0.0293	0.0521
			係数b	1956.4	710.9	1283.4
		$30,000\text{m}^2 < S \leq 100,000\text{m}^2$	係数a	6.3506	1.5737	0.5524
			係数b	0.7037	0.6710	0.8291
第五号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 23,000\text{m}^2$	係数a	0.5563	0.2265	0.1052
			係数b	0.9122	0.7880	0.9223
	第2類	$1,500\text{m}^2 \leq S \leq 80,000\text{m}^2$	係数a	0.5563	0.2265	1.7890
			係数b	0.9122	0.7880	0.6414
第六号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S < 20,000\text{m}^2$	係数a	4.1241	0.2574	0.2860
			係数b	0.7033	0.8788	0.8949
		$20,000\text{m}^2 \leq S \leq 30,000\text{m}^2$ ※ $A=a \times S+b$	係数a	0.1250	0.0383	0.0802
			係数b	1866.9	784.5	416.0
		$30,000\text{m}^2 < S \leq 100,000\text{m}^2$	係数a	4.3181	0.3271	0.3053
			係数b	0.6956	0.8424	0.8858

建築物の 類型	建築物の 用途等	適用規模※	一般業務に係る業務人・時間数の算定に 係る係数			
				工事監理		
				総合	構造	設備
第七号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 15,000\text{m}^2$	係数a	22.6387	1.6641	1.3704
			係数b	0.5313	0.6591	0.7789
第八号	第1類	$200\text{m}^2 \leq S \leq 50,000\text{m}^2$	係数a	4.1616	1.9885	1.3362
			係数b	0.7296	0.6310	0.7369
	第2類	$750\text{m}^2 \leq S \leq 50,000\text{m}^2$	係数a	4.1616	2.7429	1.5771
			係数b	0.7296	0.6310	0.7369
第九号	第1類	$200\text{m}^2 \leq S \leq 15,000\text{m}^2$	係数a	3.3837	0.9558	0.1801
			係数b	0.7671	0.7050	0.9784
	第2類	$4,400\text{m}^2 \leq S \leq 46,000\text{m}^2$	係数a	0.1390	1.2168	0.1538
			係数b	1.1514	0.6963	0.9713
第十号	第1類	$150\text{m}^2 \leq S \leq 15,000\text{m}^2$	係数a	5.1224	0.4701	0.8479
			係数b	0.6980	0.7184	0.7288
	第2類	$4,200\text{m}^2 \leq S \leq 100,000\text{m}^2$	係数a	1.3190	1.6561	0.2241
			係数b	0.8441	0.6404	0.9121
第十一号	第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 15,000\text{m}^2$	係数a	4.6516	0.9945	0.3214
			係数b	0.7088	0.6591	0.8860
第十二号	第1類	$150\text{m}^2 \leq S \leq 10,000\text{m}^2$	係数a	6.2133	1.5683	0.6125
			係数b	0.7647	0.7292	0.9294
	第2類	$300\text{m}^2 \leq S \leq 30,000\text{m}^2$	係数a	6.2133	1.5683	0.6125
			係数b	0.7647	0.7292	0.9294

※床面積の合計が適用規模の範囲外となる建築物の設計等に係る業務人・時間数は、実費加算方法や過去の業務実績等から業務人・時間数を算定するなど別途適切な方法で算定することが基本であるが、積算要領別表1ー1の係数を用いて、算定することも可能としている。なお、この場合、第1類と第2類の算定値が逆転する場合は、下表に掲げる類の算定値を採用する。

建築物の類型	床面積の合計が適用規模の 最小値を下回る場合	床面積の合計が適用規模の 最大値を上回る場合
第一号、第三号、第四号、第五号、第九号及び第十号	第1類	第2類

2. E. 新築工事の工事監理業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法 国土交通省

E. 1. 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

(参考)官庁施設の設計業務等積算要領(令和6年改定) 別表2―3 別表2―4

	業務内容の項目		業務細分率(①)			標準的な対象外業務細分率(②)	標準的な対象外業務細分率を加味した業務細分率(①－②))		
			総合	構造	設備		総合	構造	設備
工事監理に関する業務	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	0.01	0.01	0.02	－	0.01	0.01	0.02
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	0.01	0.01	0.01	－	0.01	0.01	0.01
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.06	0.08	0.06	0.01	0.05	0.07	0.05
		(ii) 質疑書の検討	0.08	0.09	0.07	0.02	0.06	0.07	0.05
	(3) 施工図等の設計図書に照らした検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	0.18	0.19	0.19	－	0.18	0.19	0.19
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.06	0.06	0.09	－	0.06	0.06	0.09
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		0.16	0.20	0.13	－	0.16	0.20	0.13
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.05	0.04	0.05	0.01	0.04	0.03	0.04
(6) 工事監理報告書等の提出		0.06	0.05	0.08	－	0.06	0.05	0.08	
工事監理に関するその他の業務	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.01	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00
	(2) 工程表の検討及び報告		0.06	0.02	0.06	－	0.06	0.02	0.06
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0.11	0.09	0.09	－	0.11	0.09	0.09
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.04	0.04	0.04	0.00	0.04	0.04	0.04
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.05	0.04	0.04	0.01	0.04	0.03	0.03
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.00	0.01	0.00	－	0.00	0.01	0.00
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		0.02	0.02	0.02	0.02	0.00	0.00	0.00
	(6) 関係機関の検査の立会い等		0.03	0.03	0.03	0.00	0.03	0.03	0.03
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.01	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	
	(ii) 最終支払い請求の審査								
計			1.00	1.00	1.00	0.09	0.91	0.91	0.91

2. E. 新築工事の工事監理業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法 国土交通省

E. 1. 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

E. 1. 3 難易度係数による補正

- 建築物が告示8号別添三第3項から第5項の各表の(い)建築物の欄に掲げる建築物に該当する場合においては、同表(は)工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。
- ただし、各表において、(い)建築物の欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乘じることとする。
- 詳細は「業務報酬基準ガイドライン」(5-4-4難易度による補正について)を参照。

※「難易度による補正の対象建築物」各項目に対する「主に想定している事例」の同一欄において該当する項目が複数ある場合、当該同一欄に対して規定されている「難易度係数」を一度だけ乗じるものとする。

<環境保全性基準(令和4年改定)を適用する場合に適用する難易度係数について>

ZEB Oriented相当以上となるため、難易度係数「②特別な性能を有する設備が設けられる建築物」に該当し、補正の対象になる。

<混構造とする場合の留意点について>

混構造であることのみを理由に「難易度係数による補正」を行う規定は無いことに留意する。
(建築物が告示8号別添三第3項から第5項の各表の(い)建築物の欄に掲げる建築物に該当するかを個別に判断する。)

<算定式>

(難易度係数による補正後の業務人・時間数(総合))

= (補正前の業務人・時間数(総合)) × (難易度係数A(総合)) × (難易度係数B(総合))

(難易度係数による補正後の業務人・時間数(構造))

= (補正前の業務人・時間数(構造)) × (難易度係数A(構造)) × (難易度係数B(構造)) × (難易度係数C(構造))

(難易度係数による補正後の業務人・時間数(設備))

= (難易度係数による補正前の業務人・時間数(設備)) × (難易度係数A(設備)) × (難易度係数B(設備))

2. E. 新築工事の工事監理業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法 国土交通省

E. 1. 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

(参考)難易度係数 (告示8号別添三第3項から第5項の各表 抜粋)

(い)難易度による補正の対象建築物(詳細は業務報酬基準ガイドライン5-4-4を参照)	(は)工事監理等
[総合](告示別添三第3項関係)	
①特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	1.30
②木造の建築物	1.13
[構造](告示別添三第4項関係)	
①特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	1.25
②特殊な解析、性能検証等を要する建築物、特殊な構造の建築物(※)又は免震建築物(※) (※)国土交通大臣の認定を要するものを除く	1.23
③木造の建築物	1.16
[設備](告示別添三第5項関係)	
①特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	1.35
②特別な性能を有する設備が設けられる建築物	1.08

2. E. 新築工事の工事監理業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法 国土交通省

E. 1. 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

E. 1. 4 複合建築物の算定方法

- 異なる2以上の用途に供する建築物で、告示8号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当する場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、複合化係数を乗じることにより算定する。（複合化係数は積算要領別表1－4を参照）
- ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。
- 詳細は「業務報酬基準ガイドライン」（5－4－2複合建築物に係る略算方法の準用について）を参照。

（参考）複合化係数 （官庁施設の設計業務等積算要領（令和6年改定） 別表1－4）

	総合	構造	設備
工事監理等	1.05	0.89	0.92

2. E. 新築工事の工事監理業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法 国土交通省

E. 2. 追加業務に係る業務人・時間数の算定方法

E. 2. 1 完成図の確認

< 算定式 >

$$(\text{完成図の確認に係る業務人・時間数}) = (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数}) \times \underline{0.02}$$

○工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、難易度係数による補正は行わないものとする。

(参考) 追加業務の業務内容について

 留意事項3.4

○「業務報酬基準ガイドライン」(5-5標準業務に付随する追加的な業務について)等 に示されているため、適宜参照されたい。

○「工期延長に伴う追加の工事監理」についても追加業務に該当する(「業務報酬基準ガイドライン」P76、P115参照)。

2. F. 改修工事の工事監理業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法 国土交通省

F. 1 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

○契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積・階数等）、施工条件（入居者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。

（参考）

○改修工事の工事監理に係る業務人・時間数については、設計業務とは異なり、作業可能日・時間、作業可能エリア、音・振動などの施工条件が様々であり、またこれらの条件の多くは業務の受注者の業務体制上の工夫や努力で解消できる性質のものではないことから、仮に同等の内容の工事であっても必要な業務人・時間数は大きく異なる。このため、積算要領においても一律に業務人・時間数を算定する方法は示しておらず、前述のような施工条件等を考慮のうえ必要業務人・時間数を算定することとしている。

○実際の業務委託に係る業務人・時間数の算定は、工事の発注に際し想定された工期、施工条件をもとに、工事監理業務委託特記仕様書で示した業務内容に応じて必要な人・時間数を計上する方法などにより適切に業務人・時間数を設定する必要がある。

（参考）業務人・時間数の算定のイメージ

【告示8号の業務内容の項目】

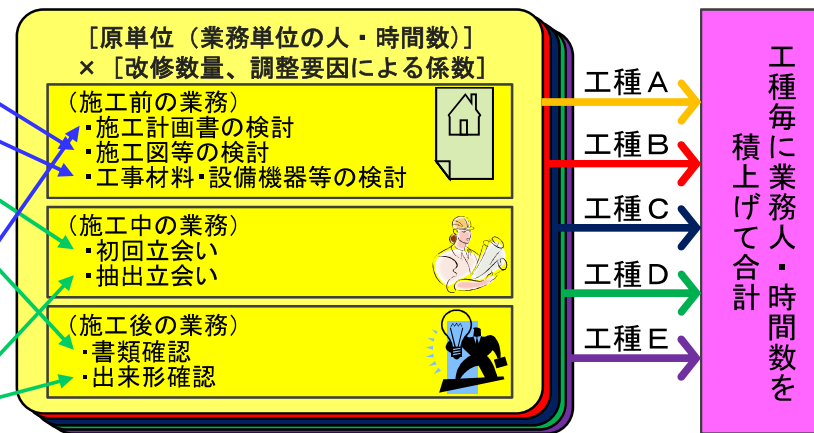
【業務人・時間数の設定用の業務内容】

一 工事監理に関する業務

(3) 施工図等の設計図書 に照らした検討・報告	(i) 施工図等の検討及び報告
	(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告
(4) 工事と設計図書との照合及び確認	
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	

二 工事監理に関するその他の業務

(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	
(4) 工事と工事請負契約との 照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告
	(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等



2. F. 改修工事の工事監理業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法 国土交通省

F. 2 追加業務に係る業務人・時間数の算定方法

○業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。

(参考)追加業務の業務内容について

○「業務報酬基準ガイドライン」(5-5標準業務に付随する追加的な業務について)等にも示されているため、適宜参照されたい。

~~留意事項3.4~~

2. G. 耐震診断業務を委託する場合の業務人・時間数の算定方法

G. 1 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法（床面積に基づく算定方法）

※詳細は積算要領第2章7.を参照

○一般業務に係る業務人・時間数について、耐震診断・耐震改修に係る業務報酬基準に基づき設定した「床面積に基づく業務人・時間数の算定式」（略算表の業務量に合致）により算定。係数a及び係数bは、積算要領別表1－3を参照。

< 算定式 >

$$A（業務人・時間数）＝ a \times S（床面積の合計(m^2)）^b$$

○耐震診断を行う建築物が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合に用いる。

G. 2 追加業務に係る業務人・時間数の算定方法

※詳細は積算要領第2章7.を参照

○業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。

（参考）官庁施設の設計業務等積算要領（令和6年改定） 別表1－3

適用規模及び算定式（A：業務人・時間数 S：床面積の合計(m ² ））		耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定に係る係数
500m ² ≤ S ≤ 7,500m ² A = a × S ^b	係数a	21.052
	係数b	0.4179

3. 留意事項（公共建築相談窓口等で質問が多い内容のまとめ）

3. 1. 交通費の取扱い(諸経費・特別経費)

- 諸経費と特別経費に含まれる交通費・出張旅費の違いについて留意する必要がある。
 - 一般の設計等の業務における打合せ等に伴い必要となる**交通費**【諸経費に包含】
 - **出張旅費**(設計に関する調査等のために外国その他長距離の出張のための経費等)【特別経費に包含】
- 諸経費を積み上げて算定することも可能である。

3. 2. 対象外業務率

- 対象外業務率は、一般業務(工事監理業務の場合は標準業務)の業務内容のうち**委託業務の範囲外となる業務**があることについて**契約図書等に定めがある場合に限り**設定することが出来る。

3. 3. 積算業務の内容

- 積算業務の算定式は、①積算数量算出書の作成【0.51】、②単価作成資料の作成【0.18】、③見積収集【0.19】、④見積検討資料の作成【0.12】の業務を併せて委託する場合の業務人・時間数を示している(【 】内は一部の業務を分割して委託する場合の業務細分率(参考))。なお、**工事費内訳書(※1)の作成**については、①から④に該当しない。

※1 右図(営繕工事積算チェックマニュアル抜粋)の積算作業におけるチェックフローにおける「工事費内訳書の作成」を指す(国土交通省の官庁営繕部が実施する業務では、内訳書の作成を委託内容に含めず、発注者が作成している。)

→「工事費内訳書の作成」を委託する場合、契約図書等に明記のうえ、①～④の業務人・時間数のほかに、別途業務人・時間数を計上する必要がある。

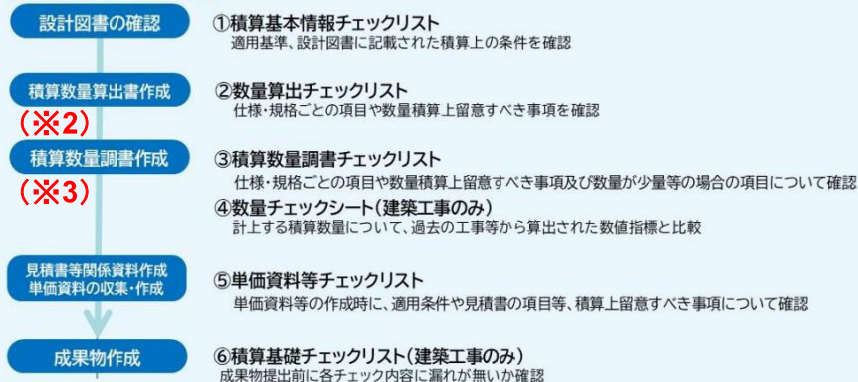
※2 各種数量計算書(各種計算書、各種集計表、積算数量調書を含む)の作成を指す。【①の業務】

※3 積算数量算出書の数量を内訳書の体裁で構成した資料の作成を指す(営繕積算システムRIBC2に入力したデータ形式等)【①の業務】

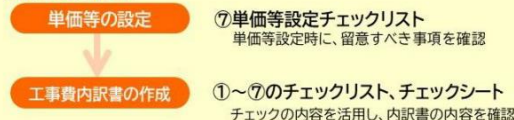
(参考) 営繕工事積算チェックマニュアル(令和6年改定)3頁抜粋

積算作業におけるチェックフロー

積算業務受注者の作業



発注者の作業



3. 留意事項（公共建築相談窓口等で質問が多い内容のまとめ）

3. 4. 一般業務と追加業務の区別について

- 一般業務と追加業務の区分については、「業務報酬基準ガイドライン」（5-5標準業務に付随する追加的な業務について）等を参照し、適切に設定するものとする。
- 国土交通省の官庁営繕部では、上記ガイドラインを参考に、追加業務となる業務（例）を以下のとおり想定している。（詳細は、「官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について（通知）」を参考にされたい）

<「運用通達」（1.「第1章 総則」関係）（抜粋）【新築の設計業務（積算要領第2章2. の算定方法）の場合】>

【追加業務となる業務の例】

- 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
- 透視図作成等 / ○模型製作等
- 計画通知又は建築確認申請（建築基準関係規定（みなし規定を含む）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む）に関する手続及びこれに付随する詳細協議（関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応（質疑応答、書類の修正等）等）は一般業務に含まれる。）
- 各種法令・条例（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）に係る法令・条例を除く）に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協議
- 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- リサイクル計画書の作成 / ○概略工事工程表の作成 / ○営繕事業広報ポスターの作成
- 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- 建築環境総合性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務
- 官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
- BIMデータ説明資料の作成 / ○木造化手法に係る検討 / ○実験設備に係る検討 / ○内部雷保護設備に係る検討
- 構内情報通信網設備に係る検討 / ○音声誘導設備に係る検討 / ○排水処理設備に係る検討
- 雨水・排水再利用設備に係る検討 / ○蓄熱システムに係る検討 / ○雪冷房設備に係る検討

【一般業務に含まれる業務】

- 委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む）
- 計画通知又は建築確認申請（建築基準関係規定（みなし規定を含む）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む）に係る関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応（質疑応答、書類の修正等）等に係る業務（申請手続及びこれに付随する詳細協議は除く）
- 工事費概算書の作成

3. 留意事項（公共建築相談窓口等で質問が多い内容のまとめ）

3. 5. 図面1枚あたりの所要工数・複雑度

○図面目録に基づく算定は、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う**実施設計**(※)とする場合に用いる。

(※)業務報酬基準:別添一 1 二 実施設計に関する標準業務(「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」、「建築確認申請図書の作成」を除く)

→この一般業務の業務人・時間数を、図面1枚毎に計上・補正する算定方法であり、図面1枚あたりの所要工数は、「実施設計図書の作成に必要な検討」、「各種計算」、「発注者との協議」等を含んだものであることに留意する。

(特記仕様書等で求める図面の大きさを変更(例:A1判→A2判)したことのみの理由で、所要工数を低減(例:半分)することは不適切)

3. 6. CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度

○図面目録に基づく算定において、「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」に係る係数は、発注者が既存図面のCADデータ等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、**0から1の範囲で、実情に応じて図面1枚毎に設定**することが可能(実施設計図面の作成上、参考となる既存図面(紙)を発注者が貸与する場合を基本とする)

→既存図面をCADデータ等の編集可能なデータ形式により提供(紙、PDF形式の電子データ等をそのまま使用して作図可能な場合を含む)し、かつ、受注者がそれを利用することにより設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合に、その低減分を考慮する(0.7を標準として設定する)

→既存図面のCADデータの提供等があったとしても、業務人・時間数が低減されないと考えられる場合(特記仕様書等の作成等)や、既存図面を紙・PDF形式の電子データ等により提供する場合(そのまま使用して作図可能な場合を除く)は、1.0を標準として設定する。

→参考となる既存図面を提供できず、受注者が実施設計図面の作成に当たり、既存建築物の設計図書を復元するための現地の実測調査等を実施する必要がある場合は、当該調査に係る業務量(業務人・時間数)を追加業務として適切に計上する必要がある。

3. 7. 委託内容の契約図書等への明示と適切な設計業務等委託料の積算

○委託する業務内容については、契約図書等へ明示した上で、適切に設計業務等委託料を積算すること。

特に、設計業務の受注者に設計意図伝達業務及び工事監理業務を委託する場合においては、それぞれの業務内容を契約図書等へ明示した上で、適切にそれぞれの業務に係る費用を計上すること。

※ 国土交通省では、第三者性を確保し適正な品質確保をより一層推進するため、原則として設計業務の受注者には工事監理業務を委託していない

※ 告示8号に示されているとおり、設計意図伝達業務と工事監理業務は別の業務である

(参考)「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」 (令和6年改定)の改定概要

主な改定内容(H31→R6)

- 1 業務報酬基準等の改正内容をそのまま反映するもの
 - 諸経費率 【変更なし(1.1)】
 - 難易度係数による補正の算定方法
→最も適切な係数を一つ乗じる方法から、該当する係数を全て乗じる方法へ変更
 - 複合建築物の算定方法
→用途別の床面積に応じた業務量を合計し複合化係数を乗ずる単純合算法に一本化
- 2 業務報酬基準等の改正内容を踏まえ、独自に明示するもの
 - 床面積に基づく業務人・時間数の算定方法(新築の設計業務・新築の工事監理業務)について、業務報酬基準の考え方に基づき、算定式・算定係数等を見直し
- 3 実態調査の分析結果に基づき、独自に改定するもの
 - 技術料等経費率 【変更なし(0.15)】
 - 図面目録に基づく算定方法(改修の設計業務)について、図面1枚あたりの業務人・時間数を見直し
 - 複雑度係数による補正について、別表(簡易:0.6、標準:1.0、複雑:1.4)によりがたい場合は実情に応じて設定することができるものとするを明示
 - 追加業務である積算(新築・改修の設計業務)及び完成図の確認(新築工事監理業務)の業務量について、実施設計／工事監理に係る業務量あたりの業務人・時間数を見直し
 - 新築の設計業務・新築の工事監理業務の委託料算定に用いる、「業務細分率の設定」について見直し
 - 新築の工事監理業務の委託料算定に用いる、「標準的な対象外業務細分率の設定」について見直し

(参考)「令和6年国土交通省告示第8号」と
「業務報酬基準ガイドライン」はこちら

「令和6年国土交通省告示第8号」と「業務報酬基準ガイドライン」については、
国土交通省のHPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000082.html



Q & A

【資料 7－2】

問 1 業務報酬基準が定められているなか、なぜ本基準及び要領を作成したのですか。

「業務報酬基準」は、建築士法第25条に基づき、建築士事務所による設計等の業務の適切かつ円滑な実施を推進するため、国土交通大臣が、中央建築士審査会の同意を得て、告示で制定するもので、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、この業務報酬基準に準拠した委託代金で契約を締結するよう努めなければならない、と定められております（建築士法第22条の3の4）。

国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局等営繕部においても、この業務報酬基準に基づいて設計業務等委託料を算定しておりますが、業務報酬基準とは別に、官庁施設に係る設計業務等を委託に付する場合における標準的な積算の方法（より細かい内容）を定め、より適正な積算を行っています。

問 2 官庁施設（国家機関の建築物及びその附帯施設）以外を対象とした設計業務等を委託する場合においても、本基準及び同要領を使用して問題ありませんか。

本基準及び同要領は、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設に係る設計業務等の標準的な積算を実施するための基準・要領として制定したものです。業務報酬基準に基づいて設計業務等委託料を算定する場合において、使用者の責任の中で、準用いただくことは問題ありません。

問 3 官庁営繕部が発注する設計業務等の一般的な業務範囲を教えてください。

公共建築設計業務委託共通仕様書（設計業務の場合）、建築工事監理業務委託共通仕様書（工事監理業務の場合）をご覧ください。なお、各案件の特記事項については、特記仕様書に明示しています。（一般業務以外の業務を委託範囲とする場合は、追加業務として特記仕様書へ明記した上で、設計業務等委託料の計上を行っています。）

問 4 本基準及び同要領が改定されるタイミングを教えてください。

原則、「業務報酬基準」が改正されるタイミングに合わせて改定されます。

URL・問合せ先

<各種URL>

- 官庁施設の設計業務等積算基準、官庁施設の設計業務等積算要領
官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について
官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領の解説

https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_gyoumusekisanakijun.htm

- 令和6年国土交通省告示第8号、業務報酬基準ガイドライン

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000082.html

- 公共建築設計業務委託共通仕様書、建築工事監理業務委託共通仕様書

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

<問合せ先>

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 電話：03-5253-8111

※官庁施設の設計業務等積算基準と参考資料については「官庁施設の設計業務等積算基準及び参考資料 令和6年版」（一般社団法人公共建築協会）に、公共建築設計業務委託共通仕様書や特記仕様書の記載例等については、「公共建築設計業務委託共通仕様書 建築工事監理業務委託共通仕様書 令和6年版」（一般社団法人公共建築協会）に掲載されておりますので、適宜、ご参照ください。

「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」の概要

令和7年3月版

「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」とは

建築士法に規定される業務報酬基準※の考え方に基づき、官庁施設に係る設計業務等委託料を積算するための標準的な方法や必要な事項を定めたもの

※建築士法第25条に基づく「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」

作成：国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

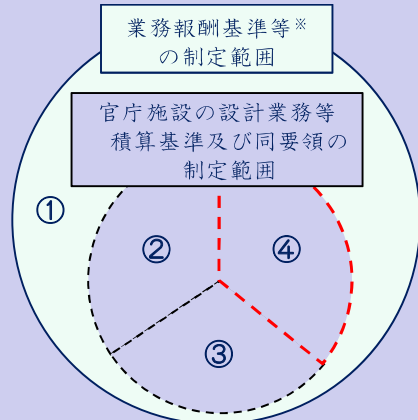
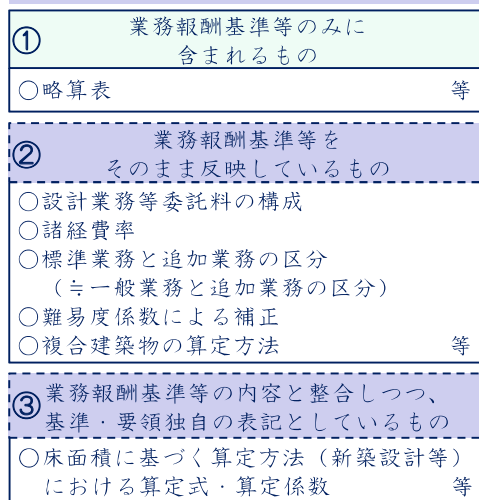
1

「業務報酬基準」と

「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」の位置づけ

- 「業務報酬基準（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準）」は、建築士法第25条に基づき、建築士事務所による設計等の業務の適切かつ円滑な実施を推進するため、国土交通大臣が、中央建築士審査会の同意を得て、告示で制定するもの。
- 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、業務報酬基準に準拠した委託代金で契約を締結するよう努めなければならない（建築士法第22条の3の4）。
- 「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」は、**国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局等営繕部**が官庁施設の営繕を実施するための基準・要領として制定したものであり、業務報酬基準の考え方にに基づき、**官庁施設に係る設計業務等委託料を積算するための標準的な方法や必要な事項を定めたもの。**

～位置づけのイメージ図～



※業務報酬基準等には以下の3点が含まれる。

- ・業務報酬基準（令和6年国土交通省告示第8号、平成27年国土交通省告示第670号）
- ・技術的助言（令和6年1月9日国住指第307号）
- ・業務報酬基準ガイドライン（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について）

④ 業務報酬基準等で個別に定めるとしているもので、基準・要領独自の実態調査に基づき、算定に必要な内容について設定しているもの

- 技術料等経費率
- 図面目録に基づく算定方法（改修設計）
（算定式、図面1枚毎の業務人・時間数、複雑度、CAD提供による影響度）
- 追加業務である、積算（新築設計・改修設計）及び完成図の確認（新築工事監理）の業務人・時間数の算定方法
- 業務細分率（新築設計・新築工事監理）・対象外業務細分率（新築工事監理） 等

2

改定の経緯

- H21.4.1 「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」を制定
- H28.2.1 一部改定 平成27年国土交通省告示第670号の反映等
- H31.1.21 一部改定 平成31年国土交通省告示第98号の反映等
- R6.1.9 一部改定 業務報酬基準の改正※を反映するとともに、
（R6.3.26に軽微な改定）官庁施設の設計業務等に係る実態調査結果に基づき算定方法を見直し
※平成31年国土交通省告示第98号を廃止し、令和6年国土交通省告示第8号を制定。
平成27年国土交通省告示第670号は改正なし。

3

設計業務等委託料の構成

設計業務等委託料 =

直接人件費 + 諸経費 + 技術料等経費 + 特別経費 + 消費税等相当額

なお、新築工事等の設計業務等の場合※1は、諸経費率※2：1.1、技術料等経費率※3：0.15であるため、以下の算定式となる。

※1 官庁施設の設計業務等積算要領第2章2.、3.、5.又は6.の算定方法による場合

※2 直接人件費に対する諸経費の割合

※3 直接人件費と諸経費の合計に対する技術料等経費の割合

設計業務等委託料 =

直接人件費 × 2.415※ + 特別経費 + 消費税等相当額
※1+1.1+(1+1.1)×(0.15)

～算定例（新築工事の設計業務の場合）～

■床面積5000㎡の一般的な庁舎の場合の算定例 ※数値の取扱い（端数処理等）について、簡易的に計算

○一般業務	算定係数a	床面積	算定係数b	(1-対象外業務率)	難易度係数	
総合	(4.2525 × 5.000 ^ 0.8833)		× 0.84			= 6,610.34 人・時間
構造	(2.7775 × 5.000 ^ 0.7672)		× 0.85 × 1.13			= 1,836.54 人・時間
設備	(0.3436 × 5.000 ^ 1.0615)		× 0.85 × 1.09			= 2,687.54 人・時間
○追加業務（積算業務）						
総合	(4.2525 × 5.000 ^ 0.8833)		× 0.55 × 0.25	割合		= 1,082.05 人・時間
構造	(2.7775 × 5.000 ^ 0.7672)		× 0.63 × 0.25			= 301.15 人・時間
設備	(0.3436 × 5.000 ^ 1.0615)		× 0.60 × 0.25			= 435.11 人・時間
					計	12,952.73 人・時間
					÷	1,619 人・日

直接人件費 : 1,619 (人・日) × 40,300 = 62,245,700円

設計業務等委託料 = 直接人件費 × 2.415 + 特別経費 + 消費税等相当額 : 約 1億7,300万円

(算定条件)

- 建築物の類型・用途等：業務施設【第四号】庁舎【第2類】 ○床面積：5,000㎡ ○単一用途（複合建築物ではない）
- 難易度係数：「特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上的建築物」（構造・設備）
- 一般業務：基本設計及び実施設計に関する業務（設計意図伝達業務は含まない。） ○追加業務：積算業務
- 特別経費：無し ○設計業務委託等技術者単価の技師（C）を適用（令和7年度：40,300円）
- ※算定例では積算業務のみを追加業務としているが、その他の追加業務がある場合は、別途適切に積み上げる。
- ※「一般業務に係る業務人・時間数」の算定にあたっての算定係数は建築物の類型・用途等・適用規模によって異なる。

新築工事の設計業務の他、以下の業務の算定方法も示している。

- ・改修工事の設計業務 (図面目録に基づく算定)
- ・耐震改修工事の設計業務 (床面積に基づく算定)
- ・設計意図伝達業務 (業務内容に基づく算定、床面積に基づく算定)
- ・新築工事の工事監理業務 (床面積に基づく算定)
- ・改修工事の工事監理業務 (業務内容に基づく算定)
- ・耐震診断業務 (床面積に基づく算定)